

お子様の「毎日」をお守りします！

待望の月払いプランが登場です。子育て応援プランは月払いなので、家計の負担を軽減！なのに補償は充実！！

① 育英費用補償

扶養者が万が一の事故や地震・津波などの自然災害で死亡や重度の後遺障害を負った際に、育英費用補償（一時金）全額をお支払いします。

こんな出費に備えることができます！！

中学校・高校入学時の費用	制服や体操服の購入費	部活動用品の購入費	パソコンや勉強机の購入費
大学受験費用	塾や予備校に通う費用	受験料	受験時の交費・宿泊費
大学でかかる費用	入学金	授業料	通学の交通費
1人暮らしをする場合の費用	マンションの敷金・礼金・家賃	家財の購入費用	毎日の食事代

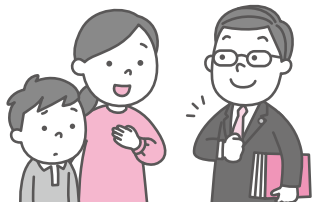
扶養者であるお父さんが交通事故で重度の後遺障害を負ってしまった…

！ 高校3年間で約237万円、大学等で約716万円、合計で約953万円の教育費がかかります。
出典：株式会社日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」(平成30年度)

③ 弁護士費用等補償

いじめ等のトラブルや、日常生活中に事故に巻き込まれた場合に、弁護士に委任する費用を補償します。弁護士を使い、SNSのサイト管理者に記事の削除を求めたり、情報を書き込んだ人物の特定等の開示請求もできます。また、いじめの再発を防止するための具体的な措置についても弁護士を介して協議できます。

- SNSやインターネットで誹謗中傷などを書きこまれた
- いじめにより子どもが不登校になってしまった



④ 携行品補償

お子さまが家族旅行や学校の遠足などで偶然な事故によりご自身のカメラを壊したり、カバンを破損したなどの場合に、その修理費(時価額が限度)をお支払いします。



⑥ 被害事故補償

お子さまが通学途中にひき逃げにあい、下半身不随になってしまい後遺障害1級となった。



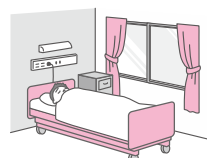
※ひき逃げにあっけい、相手が分からない場合、治療費や慰謝料等、必要な補償を受けることができません。

⑦ 病気の補償

お子さまが疾病により入院した場合にお支払いします。(ただし、入院が1日をこえて継続した場合に限ります。)

- 肺炎で7日間入院
- 新型コロナウイルス感染症で14日間入院

医療費助成制度等を利用して自己負担がなかったとしても、思わぬ出費がかかることがあります！！



差額ベッド代



付き添う保護者の収入減少



入院時のパジャマ代など雑費

② 個人賠償責任補償

近年、多発する自転車事故によって万が一お子さまが加害者になってしまった場合の損害賠償から、誤って他人の物を壊してしまったり、お友達にケガをさせてしまった場合等に補償します。(法律上の損害賠償責任が生じた場合に補償します。)

自転車に乗っていて、誤って歩行者にぶつかってケガをさせてしまった。



！ 小学5年男子児童の自転車衝突で母親に約9,520万円の賠償命令(神戸地裁判決)

学校から貸与されたタブレット端末を自宅学習中に誤って落としてしまい、液晶画面にひびが入ってしまった。



※時価額限度となります。

⑤ 傷害(ケガ)の補償

毎日の学校生活だけでなく、地域のクラブ活動や塾、習い事等、子どもたちのライフスタイルも多様化しています。学校が休みの日も含めて24時間補償します。

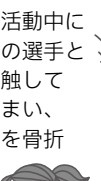
休みに足をつねって捻挫



家の中で転んで頭を打撲



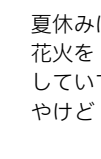
部活動中に他の選手と接触してしまい、手を骨折



体育の授業中熱中症で倒れて入院



夏休みに花火をしていてやけど



※医療費助成などによる自己負担の有無にかかわらず、お支払いの対象となります。

よくあるご質問

Q.すでに加入していますが、新たに加入手続きが必要ですか？

A. 2024年3月に小学校・中学校を卒業される方以外は補償が自動で継続されるため、改めてのご加入のお手続きは不要です。

Q.締切りを過ぎた後でも加入できますか？

A. 締切り終了後についても、9月末日までは加入を受け付けております！2次元コード、もしくはURLよりお申込みください。

Q.放課後に遊んでいるときにケガをしました。ケガ・病気総合補償型の対象になりますか？

A. はい、大丈夫です！おケガの補償は24時間365日補償されているため、学校外でも全く問題ありません。

Q.兵庫県の自転車条例で加入が義務化されている「自転車損害賠償保険」の対象になっていますか？

A. TAプラン以外の全てのプランが兵庫県の自転車条例に対応しております！

補償(保険)期間

第1次締切日：2024年4月24日午後5時までに登録

2024年4月25日午前0時から2025年4月25日午後4時まで。毎月25日を補償開始日とする中途加入を随時受け付けています。

子どもの未来が心配なら 育英費用重点補償型

よくケガや病気をするなら ケガ・病気総合補償型

		育英費用重点補償型		
毎月の掛け金		3,260円	2,160円	1,040円
プラン名		N3 プラン	N2 プラン	N1 プラン
①	育英費用補償	2,500 万円	1,800 万円	900 万円
②	個人賠償責任補償	国内：無制限 国外 1 億円		
③	弁護士費用等補償	300 万円		
④	携行品補償 (免責 5,000 円)	10 万円		
⑤ 傷害 ケガ の 補 償	死亡保険金	210 万円	120 万円	10 万円
	後遺障害保険金	8.4 ～ 210 万円	4.8 ～ 120 万円	0.4 ～ 10 万円
	入院保険金日額 180 日限度	3,800 円	2,500 円	—
	手術保険金	入院中 10 倍 入院中以外 5 倍		—
	通院保険金日額 90 日限度	2,400 円	1,200 円	—
	熱中症補償	○		
	地震・噴火・津波補償 (傷害補償・育英費用補償)	○		
	特定感染症補償	○		—
⑥	被害事故補償	500 万円	200 万円	—
⑦ 補病 償気 の	疾病入院医療補償 免責 1 日・60 日限度	3,800 円	—	
	疾病入院・手術医療補償	入院中 10 倍 入院中以外 5 倍		—
⑧	入院療養一時金補償	—		

※上記の掛金には、制度運営費@80円が含まれております。

※保険料は、職種級別Aの場合です。お子様が継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがあります。詳しくは《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※個人賠償責任補償における記録情報の補償は全プラン500万円が限度となっております。

※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

主な補償内容のご案内

① 育英費用補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。

② 弁護士費用等補償(人格権侵害等)

お子さまやそのご家族が国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢^{※1}・ストーカー行為^{※2}・いじめ・嫌がらせ^{※2}等により精神的苦痛を被った場合^{※3}に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

※1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

※2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

※3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合にかぎります。

③ 個人賠償責任補償(示談交渉サービス付き)^{※1}

お子さまやそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合等に補償します。^{※2}

※1 国内のみのサービスとなります。

※2 授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また、自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイクの運転中の事故は補償の対象となりません。

④ 携行品補償

日本国内外を問わず、お子さまが自宅外で携行している身の回り品に、偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額(時価額が限度)を補償します。

※ 自転車、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡等一部対象外の物があります。

⑤ 傷害(ケガ)の補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故によりお子さまがケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

※ 急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。

● 熱中症補償

お子さまが日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。

※ 補償の詳細については、加入手続き専用サイト内の補償の概要等でご確認ください。

⑥ 傷害(ケガ)の補償

● 地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により扶養者がケガをし、そのケガによる死亡・重度の後遺障害により扶養されなくなった場合に、育英費用補償特約の保険金をお支払いします。また、保険の対象となる方(お子様)が地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

● 特定感染症補償

お子さまが補償期間内に法令で定める特定感染症(一類～三類感染症)を発病した場合に補償します。

※補償の詳細については加入手続き専用サイトの補償の概要等でご確認ください。

⑦ 被害事故補償

お子さまが犯罪行為またはひき逃げ事故の被害者となり、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に補償します。

⑧ 病気の補償

お子さまが疾病により入院した場合に入院医療保険金をお支払いします(ただし、入院が1日をこえて継続した場合に限ります)。また、手術または放射線治療を行った場合、手術または放射線治療の内容に応じて手術医療保険金をお支払いします。

⑨ 入院療養一時金補償

お子さまが疾病により入院し、医師等から継続して60日以上入院が必要と診断された場合に、保険金をお支払いします。

他にも以下の補償がセットされています

● 細菌性食中毒等補償…全プランにセット

お子さまが摂取したものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。

※補償の詳細については、加入手続き専用サイト内の補償の概要等でご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、加入手続き専用サイトの「補償の概要等」をご確認ください。